

【介護老人保健施設 コスモスガーデン桜の里 入所利用料金の目安】（料金表①）

*月額利用料金で30日分として換算しています。 ※R6.10/1改定後

＜下記表に含まれている料金＞

要介護1～要介護5：介護保険サービス費（基本加算含む） ・ 居住費 ・ 食費 ・ 日用消耗品費 ・ 教養娯楽費

被爆者手帳あり：居住費 ・ 食費 ・ 日用消耗品費 ・ 教養娯楽費

生活保護の方：介護老人保健施設入所の場合は、施設入所した場合の基準額にもとづいて、検討されます。
決定された受給内容で、自己負担は異なります。（例/日用消耗品費＋教養娯楽費＋洗濯費は自己負担 等）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	被爆者手帳あり
第1段階	個室						
	2人部屋	49374円	51009円	53134円	54867円	56535円	20400円
	4人部屋	49374円	51009円	53134円	54867円	56535円	20400円
第2段階	個室	66088円	67592円	69718円	71517円	72825円	39600円
	2人部屋	64974円	66609円	68734円	70467円	72135円	36000円
	4人部屋	64974円	66609円	68734円	70467円	72135円	36000円
第3段階①	個室	98488円	99992円	102118円	103917円	105225円	72000円
	2人部屋	72774円	74409円	76534円	78267円	79935円	43800円
	4人部屋	72774円	74409円	76534円	78267円	79935円	43800円
第3段階②	個室	119788円	121292円	123418円	125217円	126525円	93300円
	2人部屋	94074円	95709円	97834円	99567円	101235円	65100円
	4人部屋	94074円	95709円	97834円	99567円	101235円	65100円
第4段階	個室	133078円	134582円	136708円	138507円	139815円	106590円
	2人部屋	104724円	106359円	108484円	110217円	111885円	77550円
	4人部屋	96834円	98469円	100594円	102327円	103995円	67860円
第4段階 (2割負担)	個室	159566円	162575円	166826円	170423円	173039円	106590円
	2人部屋	133697円	136967円	141218円	144685円	148020円	77550円
	4人部屋	125807円	129077円	133328円	136795円	140130円	67860円
第4段階 (3割負担)	個室	186055円	190567円	196944円	202340円	206264円	106590円
	2人部屋	162671円	167576円	173953円	179152円	184155円	77550円
	4人部屋	154781円	159686円	166063円	171262円	176265円	67860円

＜その他の料金＞

洗濯代	¥110	洗濯を委託された場合（1枚につき） *ドライクリーニング・持込毛布等は別料金
理美容代	実 費	別途メニュー料金表あります。
健康管理費	実 費	インフルエンザ予防接種等
文 書 料	別途規定による	各種診断書、証明書等、医師が作成する文書
喫茶室利用料	実 費	メニュー毎の料金表があります。
その他	実 費	別途に費用を要する場合にご本人、ご家族と相談の上決定いたします。

【介護老人保健施設 コスモスガーデン 入所利用料金の目安/日額】 (料金表②) ※10月改定分

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備 考
介護保健施設 サービス費 (基本型)	個 室	1割	¥855	¥905	¥975	¥1,034	¥1,087	1日のサービス費、要介護度に応じた 1割・2割・3割負担
		2割	¥1,710	¥1,810	¥1,950	¥2,068	¥2,174	
		3割	¥2,565	¥2,715	¥2,925	¥3,102	¥3,261	
	多床室 (2人・4人居室)	1割	¥937	¥991	¥1,031	¥1,118	¥1,173	施設入所サービス費・各種加算：7級地換算 10.14円
		2割	¥1,874	¥1,982	¥2,062	¥2,236	¥2,346	
		3割	¥2,811	¥2,973	¥3,093	¥3,354	¥3,519	

加算料金Ⅰ ※基本的に全員の方に算定される加算項目です。(金額は端数処理をしておりますので、請求と若干の相違があります。)

	1割	2割	3割	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	¥51	¥102	¥153	在宅復帰率30.1%以上・ベッド回転率5%以上等(指標：40以上)の各種要件満たす場合。
夜勤職員配置加算	¥24	¥48	¥72	入所者20名に対し1名以上の夜勤者を配置する場合に加算
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(18)/日	¥18	¥36	¥54	介護福祉士60%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき	～計算方法～ 1月あたりの総単位数(入所サービス費+各種加算)×75/1000			

加算料金Ⅱ ※個別的又はその期間のみ算定される加算項目です。(金額は端数処理をしておりますので、請求と若干の相違があります。)

		1割	2割	3割	
初期加算(Ⅰ)		¥60	¥120	¥180	急性期病院の一般病棟に入院後30日以内に退院し、入所した場合において、当施設が(イ)または(ロ)の要件を満たしている場合入所後30日以内に限り1日につき加算 (イ)当施設の空所情報を地域医療情報連携ネットワーク等を通じ定期的に医療機関に提供していること。 (ロ)当施設の空所情報を当法人のHPIにて定期的更新し、急性期医療を担う複数の医療機関と定期的に当該情報を共有していること。
初期加算(Ⅱ)		¥30	¥60	¥90	入所後30日以内に限り1日につき加算
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		¥202	¥404	¥606	入所後3ヶ月以内の期間で集中的にリハビリを実施した場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)		¥121	¥242	¥363	入所後3ヶ月以内の期間で集中的な認知症リハビリの実施(週3回を限度)
療養食加算 ※(1食ごと6単位)1日		¥18	¥36	¥54	糖尿病食腎臓病食等の療養食を提供した場合(1日3食を限度)
口腔衛生管理加算(Ⅰ)(90)/月		¥91	¥182	¥273	歯科衛生士が入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合。 介護職員に対する口腔ケアの技術的助言と指導を年2回以上実施する事。
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)		¥456	¥912	¥1,368	居宅を訪問し退所を目的とした施設サービス計画書の策定及び診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		¥487	¥974	¥1,461	居宅を訪問し生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
(1)退所時等 支援加算	(一)施行的退所時指導加算	¥406	¥812	¥1,218	施行的退所を行う際に必要な指導を行った場合
	(二)a退所時情報提供加算(Ⅰ)	¥507	¥1,014	¥1,521	退所後の主治の医師に対して、もしくは他の社会福祉施設等に入所者の診療状況・心身の状況、生活歴等の情報を提供し、調整を行った場合
	(二)b退所時情報提供加算(Ⅱ)	¥508	¥1,016	¥1,524	入院する場合に、入院する医療機関にたいして、入所者の診療状況・心身の状況、生活歴等の情報を提供し、調整を行った場合
	※(三)入退所前連携加算(Ⅰ)(600)	¥253	¥506	¥759	(イ)入所前後30日以内、退所後の居宅事業者と連携して退所後のサービス方針を定める (ロ)入所期間1か月超、退所に先立って、居宅事業者に対し、診情を添えて居宅サービス等に必要な情報提供かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を行う。
	※(四)入退所前連携加算(Ⅱ)(400)	¥406	¥812	¥1,218	入所期間1か月超、退所に先立って、居宅事業者に対し、診情を添えて居宅サービス等に必要な情報提供かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を行う。 ただし、(Ⅰ)(三)を算定している場合は算定しない。
(2)訪問看護指示加算		¥304	¥608	¥912	居宅を訪問し生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
緊急時施設療養費 (1)緊急時治療管理		¥525	¥1,050	¥1,575	病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に治療を行った場合(連続する3日を限度)
緊急時治療管理	(1)所定疾患施設療養費(Ⅰ)	¥242	¥484	¥726	入所者に検査・投薬・注射・処置等を行った場合(肺炎又は尿路感染症については検査を実施した場合に限り、慢性心不全については、注射又は酸素投与等の処置を実地した場合に限る。) イ肺炎の者 ロ尿路感染症の者 ハ带状疱疹の者 ニ蜂窩織炎の者、ホ慢性心不全の増悪、その内容及び診断日時を記録すること。 1月に1回、連続する7日を限度
	(2)所定疾患施設療養費(Ⅱ)	¥486	¥972	¥1,458	上記(1)及び施設医師が感染症対策に関する研修を受講している。 1月に1回、連続する10日を限度とする。
ターミナルケア加算 (個室)	死亡日(1900)/日	¥1,926	¥3,852	¥5,778	医師が終末期と診断した者であって、ターミナルケア計画が作成され、医師・看護師・介護員・支援相談員等が共同して随時説明しながら家族等の同意を得て終末期ケアを行った場合 ただし、退所した翌日から死亡日までの間は算定しない 管理栄養士の関与を明記 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行う事
	2～3日(910)/日	¥922	¥1,844	¥2,766	
	4～30日(160)/日	¥162	¥324	¥486	
	45日前～31日前(72)/日	¥73	¥146	¥219	
ターミナルケア加算 (多床室)	死亡日(1,700)/日	¥1,724	¥3,448	¥5,172	
	2～3日(820)/日	¥831	¥1,662	¥2,493	
	4～30日(160)/日	¥162	¥324	¥486	
	45日前～31日前(80)/日	¥81	¥162	¥243	

※安全対策体制加算（20）/入所時1回	¥20	¥40	¥60	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織内に安全対策を実施する体制が整備されている事 （国の報告様式に統一）
※科学的介護推進体制加算（Ⅰ）（40）/月	¥41	¥82	¥123	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出する
※科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（60）/月	¥61	¥122	¥183	（Ⅰ）に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚労省に提出する
※生産性向上推進体制加算（Ⅰ）（100）/月	¥101	¥202	¥303	（Ⅱ）の要件を満たした上で、（Ⅱ）のデータにより、業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担の取組を行っていること。 1年以内に1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
※生産性向上推進体制加算（Ⅱ）（10）/月	¥10	¥20	¥30	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
※短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	¥261	¥522	¥783	（Ⅱ）の要件を満たした上で、ADL等の評価を入所時及び1月に1回以上行い、評価結果を厚労省に提出し、必要に応じて、リハビリテーション計画を見直した場合
※認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	¥243	¥486	¥729	Ⅱの要件を満たした上で、入所者の対処する居宅又は施設を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅰ）（53）/月	¥53	¥106	¥159	（Ⅱ）の要件を満たした上で、口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。リハビリテーション実地計画等の内容について、リハビリテーション・機能訓練・口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有すること。共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画又は個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していること。
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算（Ⅱ）（33）/月	¥33	¥66	¥99	○医師、PT、OT、ST等が共同し、リハビリ実施計画書を入所者又はその家族に説明し、継続してリハビリの質を管理する。 ○リハビリ実施計画の内容を厚労省に提出する。
※自立支援促進加算（300）/月	¥304	¥608	¥912	（イ）医師が入所者ごとに、医学的評価を入所時に行うとともに、6月に1回、医学的評価を見直し、支援計画の策定に参加する （ロ）イの評価の結果、特に対応が必要とされた人ごとに医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種が共同して自立支援計画を策定し、ケアを実施する （ハ）少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直す （ニ）医学的評価の結果等を厚労省に提出する
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（3）/月	¥3	¥6	¥9	（イ）入所者ごとに褥瘡発生リスクを入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果を厚労省に提出する （ロ）イの評価の結果、褥瘡の発生リスクがあるとされた入所者等ごとに医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種が共同して褥瘡ケア計画を作成する （ハ）褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実行し、状態について定期的に記録する （ニ）イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、褥瘡ケア計画を見直す
※褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）（13）/月	¥13	¥26	¥39	（Ⅰ）の要件を満たし、入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等に褥瘡の発生がないこと （Ⅰ）（Ⅱ）併算定不可
※排せつ支援加算（Ⅰ）（10）/月	¥10	¥20	¥30	（イ）排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価すると共に、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価を厚労省に提出する （ロ）イの評価結果、適切な対応を行う事により、要介護状態の軽減が見込まれる人に、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排泄について介護をようする原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する （ハ）イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直す
※排せつ支援加算（Ⅱ）（15）/月	¥15	¥30	¥45	（Ⅰ）の要件を満たし、適切な対応を行う事で、要介護状態の軽減が見込まれる者について ・入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれも悪化がない ・又は、オムツ使用ありから使用なしに改善していること
※排せつ支援加算（Ⅲ）（20）/月	¥20	¥40	¥60	（Ⅰ）の要件を満たし、適切な対応を行う事で、要介護状態の軽減が見込まれる者について ・入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に、いずれも悪化がない ・かつ、オムツ使用ありから使用なしに改善していること
再入所時栄養連携加算（200）/1回	¥202	¥404	¥606	入院先から再入所する場合において、定められた特別食等が必要な際に、病院の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合（再入所時1回限り）
経口移行加算（28）/日	¥28	¥56	¥84	経口移行計画による栄養管理を実施した場合（計画作成日から180日以内）
経口維持加算（Ⅰ）（400）/月	¥406	¥812	¥1,218	経口維持計画により継続して経口摂取を進める為の管理をした場合（原則6月は廃止）
経口維持加算（Ⅱ）（100）/月	¥101	¥202	¥303	経口維持計画（ST等の関与あり）により継続して経口摂取を進める為の管理をした場合（原則6月は廃止）
※口腔衛生管理加算（Ⅱ）（110）/月	¥112	¥224	¥336	（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に関する計画内容を厚労省に提出する。
協力医療機関連携加算（1）（50）/月	¥50	¥100	¥150	（2）を満たした上で、協力医療機関が介護保険法の定める基準に適合している場合
協力医療機関連携加算（2）（10）/月	¥10	¥20	¥30	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
※かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ（140）/1回のみ	¥141	¥282	¥423	6種類以上の薬を服用している方の処方を1種類以上減少させた場合に入所者につき1回算定
※かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ（70）/2回のみ	¥70	¥140	¥210	
※かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）（240）/1回のみ	¥243	¥486	¥729	
※かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）（100）/1回のみ	¥101	¥202	¥303	
※高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（10）/月	¥10	¥20	¥30	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築していること。 上記以外の一般的な感染症について協力医療機関等と感染症発生時における診療等の取り決めるとともに、当該医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。（新型コロナウイルス感染症含む） 感染症にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること。
※高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（5）/月	¥5	¥10	¥15	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御の実地指導を受けていること。
新興感染症等施設療養費	¥243	¥486	¥729	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染症対策を行った場合。1月に1回 連続する5日間を限度とする。
外泊時費用	¥367	¥734	¥1,101	外泊時に、保健施設サービス費の代わりに算定します。（月6日を限度に、初日と最終日を除く）
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	¥811	¥1,622	¥2,433	外泊時に、保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合。（月6日を限度に、外泊時費用併用不可）

※体制整備後に加算を予定

自己負担 ※全員の方に算定される自己負担です。

日用消耗品費	¥200	タオル、石鹸、シャンプー等
教養娯楽費	¥180	誕生日会、レクリエーション費、年間行事費用等

居住費/日額

第1段階	個室		¥550
	2人部屋		¥0
	4人部屋		¥0
第2段階	個室		¥550
	2人部屋		¥430
	4人部屋		¥430
第3段階①	個室		¥1,370
	2人部屋		¥430
	4人部屋		¥430
第3段階②	個室		¥1,370
	2人部屋		¥430
	4人部屋		¥430
第4段階	個室		¥1,728
	2人部屋		¥760
	4人部屋		¥437

食費/日額

第1段階	¥300
第2段階	¥390
第3段階①	¥650
第3段階②	¥1,360
第4段階	¥1,445

第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税(住民税等)非課税の方
第2段階	世帯全員が市町村民税(住民税等)非課税の方で年金収入等が80万円以下の方、預貯金額(単身650万円、夫婦1650万円以下)
第3段階①	世帯全員が市町村民税(住民税等)非課税の方で年金収入等80万円超120万円以下、預貯金額(単身550万円、夫婦1550万円以下)
第3段階②	世帯全員が市町村民税(住民税等)非課税の方で年金収入等120万円超、預貯金額(単身500万円、夫婦1500万円以下)
第4段階	市町村民税(住民税等)世帯課税の方

令和6年10月改訂版